

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和6年7月17日付けて行った、「開示請求者に係る〇〇年〇〇月〇〇日及び〇〇月〇〇日の管理票（〇〇警察署保有分）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の部分開示決定は妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和6年6月10日付けて実施機関に対し、令和3年12月以降〇〇警察署で作成された審査請求人の保有個人情報について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、法律第82条第1項の規定に基づき、令和6年7月17日付けて本件開示請求について、本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、同年10月9日付けて本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和7年3月27日付けて、諮問庁から法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問を受け、弁明書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、同年7月29日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求の主旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

開示請求者以外の個人に関する情報について

当該個人情報の保有人物の行為について、司法警察機関・検察等への相談をすべき可能性が否定できず、当該人物の個人情報保護を盾に不開示とすることは、犯人隠避まがいの行為と見なされかねず、審査請求人の法益、公益を著しく損害する可能性があり、承服できるものではない。

不開示部分に審査請求人の〇〇年〇〇月〇〇日〇〇申出に係る〇〇〇〇の不法的な行為についての認否が含まれている可能性がある。不適切な不開示という手段をもって、審査請求人の民事上の権利行使を行わせづらくすることは、民事への不当な介入であると見なされかねない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 警察職員の氏名（警部及び警部相当職以上の職員を除く。）について

開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、また、当該警察職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、法律第78条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項第2号及び第5号に該当するため、不開示とした。

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報について

開示請求者以外の個人に関する情報であって、法律第78条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものであり、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる事となるものを含む。）として、同号により不開示とする情報に該当する。

また、開示することにより、警察に対する申出が消極的になり、適正な事実関係の把握等が困難となるなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第1項第7号柱書に該当するため、不開示とした。

(3) 審査請求人の主張に対する意見について

法律第76条第1項において「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と定められており、開示請求権の行使は「自己を本人とする保有個人情報」に対してのみ認められている。

審査請求人は、審査請求人以外の個人に関する情報を不開示にすることは、犯人隠

避まがいの行為であり、民事への不当な介入であり、審査請求人自身の法益・公益を害するとともに、救済の方法を剥奪することから、不開示部分を開示するよう求めているが、開示請求者以外の個人に関する情報を開示できるのは、法律第78条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する場合であると限定的に規定されている。

対象保有個人情報に含まれる不開示情報は、これらイ、ロ、ハのいずれにも該当しないため、開示するべき理由はない。

5 審査会の判断

(1) 本件処分の妥当性について

本件対象保有個人情報は、「開示請求者に係る〇〇年〇〇月〇〇日及び〇〇月〇〇日の管理票（〇〇警察署保有分）」である。

実施機関は、警察職員の氏名（警部及び警部相当職以上の職員を除く）について、法律第78条第1項第2号及び第5号に該当するとして、また、開示請求者以外の個人に関する情報について、法律第78条第1項第2号及び第7号柱書きに該当するとして、本件処分を行った。これに対し審査請求人は、本件処分の取消しを求めている。そのため、当審査会では、本件処分における不開示部分の不開示情報該当性について以下検討する。

(2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

法律第78条第1項第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、当該不開示部分には、警察職員の氏名、審査請求人以外の個人の氏名、その個人を識別できる情報、県一連番号及び処理所属番号が記載されていた。

これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法律第78条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書きイ、ロ又はハに該当する事情も認められない。

なお、当該不開示情報については、上記のとおり法律第78条第1項第2号に該当

するため、実施機関が主張する法律第78条第1項第5号及び第7号柱書き該当性についてでは判断するまでもない。

(3) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

加藤 隆之、奥山 亜喜子、栗原 隆之

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和7年 3月27日	諮詢（諮詢第197号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和7年 7月29日	諮詢庁からの意見聴取及び審議
令和7年 8月29日	審議
令和7年 9月10日	答申